平成２４年（フ）第９６９号
埼玉県川口市仲町14番15号、前住所さいたま市浦和区皇山町21番23号
債務者　竹内　政芳
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９７４号
さいたま市北区日進町1717―２　サンビレッジＢ―103、住民票上の住所さいたま市西区大字中野林275番地10
債務者　近藤　久夫
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯島　　努
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月22日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９７５号
さいたま市北区日進町1717―２　サンビレッジＢ―103、住民票上の住所さいたま市西区大字中野林275番地10
債務者　近藤　共子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯島　　努
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月22日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６１９号
茨城県鉾田市舟木203番地２
債務者　海老澤愛子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　貴広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月26日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２０９号
長崎県長崎市手熊町236番地　中山様方、住民票上の住所長崎県長崎市手熊町236番地
債務者　森岡　重光
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１３号
長崎県長崎市矢上町46番28号
債務者　荒木　豊信
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月17日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８７号
熊本市北区龍田陳内３丁目６番29―510号　ニューフレックス緑ヶ丘
債務者　高瀬　千鶴
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古城　里美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１２３８号
札幌市清田区真栄１条２丁目30番14号
債務者　澄川　敏彦
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三春　裕嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月24日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０１号
宮崎市大字大瀬町3741番地７
債務者　尾﨑　典子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　年森　俊宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１３７１号
横浜市金沢区六浦東３丁目26番24号
債務者　飯塚　　久
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫛笥　正晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月29日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１１７９号
札幌市豊平区月寒西１条８丁目１番18―203号
債務者　土生　　光
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２７９号
札幌市東区北22条東18丁目３番11号　恭和コーポ101号
債務者　武田　安展
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３４５号
札幌市西区八軒２条西２丁目９番１号　サンシティーマルワ403号
債務者　秋本　彩香（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４０３号
北海道北広島市北進町１丁目５番地１　ロイヤルシャトーＣ―1110
債務者　山名美樹子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４２０号
札幌市白石区北郷８条３丁目６番17―106号
債務者　後藤　崇宏
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４３６号
札幌市清田区美しが丘３条５丁目８番10―112号
債務者　柴田　和子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４４２号
札幌市清田区美しが丘３条６丁目10番１―402号
債務者　江戸　知子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部